

施設使用に関する決まり

東京都立六本木高等学校
都立学校開放事業運営委員長

- 1 指定の門から責任者（管理指導員）と一緒に団体単位で出入りしてください。開放時間途中における個人単位の出入りの際は必ず責任者（管理指導員）が把握してください。
- 2 使用日、責任者（管理指導員）は使用承認書及び使用団体登録証を持参してください。
- 3 1回の使用時間は、準備から後始末の時間を含みます。使用時間を厳守してください。
- 4 自動車での来校は原則として禁止します。
- 5 自転車は、指定された場所に置いてください。
- 6 使用を許可された施設以外への立入りは厳禁です。
- 7 使用中に、学校の施設・設備等を破損した時は、責任者（管理指導員）が応急対応を行い、日誌等により記録・報告し、翌平日学校に電話連絡をしてください。
- 8 校内での営業行為及び業者の出入りは禁止します。
- 9 登録団体以外の者の校内への立入りは禁止します。
- 10 各施設使用の際は、施設設備にあった靴を使用してください。
(スパイク等、グラウンド、コートを傷つける恐れがあるものは使用できません。)
- 11 学校の電話を呼び出し、連絡等に使用することはできません。
- 12 使用後は、必ず清掃、整地等を行い学校教育に支障のないよう原状回復してください。
- 13 校内（建物・敷地）は、禁煙です。また、ごみ、空き缶等は持ち帰ってください。
- 14 終了時に使用人数、備品・施設の異常・事故の有無を日誌に記載し、指定する場所に提出してください。
- 15 責任者（管理指導員）は施設管理・事故防止のため、使用上の注意・指導・指示をし、守らせてください。
- 16 以上の事項に違反した場合は、学校開放事業運営委員会の審査に付し、運営委員会の決める一定期間の使用禁止、又は団体の登録を取り消す場合があります。

なお、学校教育上支障が生じた場合は使用承認を変更、又は取消す事があります。